

令和7年度 公園改修事業 風越公園基本設計業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本特記仕様書は、「令和7年度 公園改修事業 風越公園基本設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（業務管理）

受託者は、委託設計書、設計図書、設計業務共通仕様書（長野県）、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、監督員の指示を受け正確に業務を遂行しなければならない。

第3条（業務範囲）

業務範囲は風越公園（飯田市 小伝馬町）とし、別紙位置図、平面図を参照のこと。なお、詳細については監督員の指示による。

第4条（履行期間）

履行期間は契約日から令和8年3月27日までとする。

第5条（技術者の要件）

管理技術者または担当技術者は、次のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画）
または技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・RCCM（造園）またはRCCM（都市及び地方計画）

第6条（中間段階における報告）

発注者は、本業務の中間段階における成果の提出を受注者に求めることができる。

第2章 業務内容

第7条（業務の目的）

本業務は、飯田警察署の建替え及び飯田創造館の解体による再整備が必要となった風越公園について、過年度に市でとりまとめた再整備方針に基づき、基本設計を行うものである。

第8条（業務内容）

（1）与条件の細部検討

過年度業務や関連事業の成果等を整理し、各種設計条件や設計基準の抽出と適用の整備、設計対象地とその周辺の現地詳細調査（敷地境界、既存物の状況、インフラなど）を行い計画の細部について検討を行う。

（2）諸施設の検討および設定

与条件の細部検討にもとづき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、その概略構造の設定を行う。特に、飯田創造館撤去や飯田警察署拡張による影響を考慮し、その設計内容を設定する。

（3）基本設計図の作成

設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめる。また、特に今後の実施設計で重要とされる施設については概略構造図を作成すること。

（4）概算工事費の算出

基本設計に基づき整備に必要な概算の工事費を工種ごとに算出する。

（5）基本設計説明書の作成

業務の内容をとりまとめた基本設計説明書を作成する。

（6）照査

照査技術者は、設計図書に定めるまたは、監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、業務完了には照査結果を照査報告書としてとりまとめる。

（7）鳥瞰図作成

主要施設のイメージスケッチを作成する。サイズはA4判で2枚を想定。

（8）報告書作成

業務の成果として報告書を作成するものとする。

第9条（打ち合わせ、協議等）

発注者との打ち合わせは、業務着手時1回、中間時3回、成果品納品時1回の計5回行うものとし、その時期は監督職員と打ち合わせるものとする。なお、業務着手時及び成果品納品時、その他必要に応じて管理技術者が立ち会うものとする。

なお、新たな業務が発生しない限り打合せ協議は変更の対象としないため、電話や電子メール等を用いて効率的な説明ができるようにすること。

第10条（業務計画書）

業務計画書は、契約後速やかに作成し、監督職員に提出するものとする。内容に関しては、監督職員と協議するものとする。

第3章 成果品等

第11条 成果品

電子成果品の作成は、「飯田市建設工事等電子納品に係る試行要領」に基づいて作成することとする。業務着手前に事前協議を実施し、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート」を用いて電子納品対象とする書類を決定し、電子納品とした書類については電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部とする。また、電子納品とした書類以外は紙媒体で1部提出とする。

第12条（電子納品）

- （1）本業務は「飯田市建設工事等電子納品に係る試行要領」に基づく業務である。試行期間中は発注者と受注者が協議の上対象外とすることができる。電子納品とは、調査・設計などの各段階の最終成果を電子データで納品することで、ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- （2）電子成果品の作成は、「飯田市建設工事等電子納品に係る試行要領」に基づいて作成することとする。
- （3）業務手前に事前協議を実施し、「電子納品・電子検査 事前協議チェックシート」を用いて電子納品対象とする書類を決定することとする。
- （4）原則として、「電子」と「紙」の二重納品は求めないものとする。
- （5）電子成果品の提出は、前項の事前協議において、電子納品とした書類について電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部とする。また、電子納品とした書類以外は紙媒体で1部提出とする。
- （6）電子成果品の提出の際には、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認する。また、国土交通省から提供される電子納品チェックシステム（最新版）によるチェックを行い、エラーがないことを確認したうえで提出すること。
- （7）電子検査に必要なパソコンについては原則発注者が準備するが、受注者が用意する

事を妨げない。

第13条（情報共有システム）

- （1）本業務は「飯田市建設工事等情報共有システム試行要領」に基づく業務である。試行期間中は発注者と受注者が協議の上で対象外とすることができる。情報共有システムとは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、工事及び委託の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。
- （2）利用するシステムは、「飯田市建設工事等情報共有システム試行要領」に添付した、「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。
- （3）情報共有システムの利用に要する費用は、各種経費に含まれるものとする。
- （4）情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容を飯田市電子納品に係る試行要領に基づき作成する「事前協議チェックシート」において、システムの種類、機能について確認を行う。

第14条（完成後の対応）

業務完成後においても受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不的確な箇所は無償にて成果品を訂正しなければならない。

第4章 その他

第15条（資料提供）

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものについては貸与するが、その取り扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

第16条（地域住民）

地域住民とのトラブルが生じないように特に注意すること。

第17条（現場立ち入り）

現場への立ち入りにあたっては監督職員に連絡すること。

第18条（その他）

本業務遂行中に疑義が生じた場合は、協議のうえ監督職員の指示に従うものとする。受注者は作業実施中に不測の事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。